



大橋川通信

大橋川改修情報紙

「大橋川改修」—最近の動き—

- H20/10/02 「第10回景観専門委員会」
大橋川沿川の景観形成に関する整備方針(案)の策定
- H20/10/07.22 「中海護岸等整備促進協議会」鳥取県部会・島根県部会
中海湖岸堤整備の基本的考え方(案)を提示
- H20/10/30 「第10回大橋川周辺まちづくり検討委員会」
大橋川周辺まちづくり基本計画(原案)の作成
- H20/12/13 大橋川周辺まちづくり検討委員会主催「第4回市民意見交換会」
大橋川周辺まちづくり基本計画(原案)について意見交換
- H20/12/24 「第10回大橋川改修に関する環境検討委員会」
大橋川改修事業環境調査最終とりまとめ(案)の承認
- H21/01/20 「中海護岸等整備促進協議会」鳥取県部会・島根県部会
中海湖岸堤整備の基本的考え方(案)及びスケジュールを提示
- H21/02/13 国土交通省 出雲河川事務所
大橋川改修事業 環境調査最終とりまとめの公表
- H21/02/20 「第11回大橋川周辺まちづくり検討委員会」
大橋川周辺まちづくり基本計画の策定

大橋川周辺まちづくり検討委員会が 第11回委員会において 「大橋川周辺まちづくり基本計画」を 決定しました。

平成21年2月20日(金)、島根県市町村振興センターで第11回目となる委員会が開催されました。

委員会は、「大橋川周辺まちづくり基本計画(案)」について議論し、基本計画の理念の反映のさせ方、情報の共有に対する体制の整備等について修正を施すこととして、全会一致で委員会の責任のもとに「基本計画(案)」を「基本計画」とすることに決定しました。

島田雅治大橋川周辺まちづくり検討委員会委員長は、3月中に本計画を国土交通省出雲河川事務所、島根県、松江市へ提出します。



第11回「大橋川周辺まちづくり検討委員会」の様子

中海湖岸堤整備の調整を行っています

中海の湖岸堤防については、河川管理者である国土交通省をはじめ、港湾管理者、漁港管理者など関係機関が複数存在することから、整備の促進に当たっては、これらの機関が連携していくことが必要です。国土交通省出雲河川事務所は、中海の湖岸等について連絡調整を行い、関係機関と連携して整備等の促進を図るため、平成17年から鳥取・島根両県部に部会を開催してきました。この結果を踏まえ、平成21年1月20日(火)、中海湖岸堤整備の基本的考え方(案)とスケジュールを示しています。

委員会資料、各種とりまとめ資料は
大橋川コミュニティセンターでご覧になれます。

「大橋川周辺まちづくり基本計画」・・・大橋川周辺まちづくりの全体像を常に考慮しつつ、地区ごとのまちづくりへと進む手続きと方向性を示したものです

「大橋川周辺まちづくり基本計画」は、大橋川周辺まちづくりの全体像を常に考慮しつつ、地区ごとのまちづくりへと進む手続きと方向性を示したもので、次の6つの項目に整理されています。「6.各地区の特性と整備の考え方」を中心にご紹介します。

- 1.大橋川周辺まちづくりの全体像** — 大橋川周辺のまちづくりを空間軸と時間軸の両方から捉え、時間軸では、長い歴史的な視野から、松江の魅力を引き出すためのもの
- 2.各地区の整備の骨格** — 各地区の特性および大橋川改修技術検討懇談会によって示された狭窄部の拡幅、築堤、川底の掘削という大橋川改修の整備手順に応じるため、上流部、中流部・下流部に区分して、全体像を踏まえ特に公共施設に関して整理したものの（上流部2案、中・下流部1案を示す）
- 3.公共施設配置** —
- 4.各地区の整備のポイント** — 上流部・中流部・下流部ごとに整備のポイントを公共施設、土地利用、まちの活性化等の視点で整理したものの
- 5.景観像** — 今後進められる各地区の詳細な検討に資するため、景観専門委員会から提示されたもの
- 6.各地区の特性と整備の考え方** — 川と背後地との関係性を考慮しながら、各地区の特性と整備の考え方を示したもの

計画の実現過程での設計・施工・維持管理についての留意点

「大橋川周辺まちづくり基本方針」で示した理念および「大橋川周辺まちづくり基本計画」で示した内容について、その実現を設計・施工・維持管理段階まで継承するため、今後留意すべき事項を示す。

- 1) 関係の計画および地区ごとの計画を策定するにあたっては、他の諸施策・諸計画との整合を図りながら、本計画で示した全体像をつねに考慮すること。
- 2) 実施にあたっては、つねに住民参加・市民参加の機会を工夫し、地域住民および一般市民の意見をふまえ、地域の事情に配慮しながら進めること。
- 3) 上流部では別途委員会を立ち上げ大橋川について十分に検討し、仮に架け替えとなった場合には、工事期間の短縮と工事の影響を最小限にとどめること。
- 4) 中下流部では、常に環境に配慮し、モニタリングを行いながら影響を最小限にとどめること。
- 5) 公共施設の配置や堤防形状など、地域住民との協議を十分に行い、単調にならないよう、川づくりに工夫すること。
- 6) 理念が活かされているかどうか検討するためのフォローアップ体制をとること。

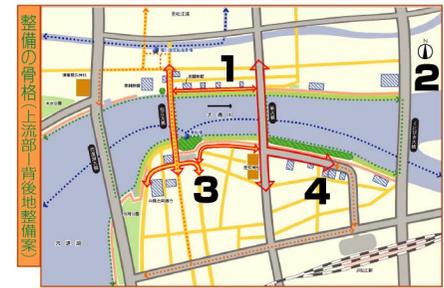
実現過程での留意点

上流部北岸

- 1.穴道湖大橋くにびき大橋間**
 - 現在の河岸側に道路がない地区では、回遊するという理念のもと、川沿いまたは、街区内の道路を周遊する場合の両方の可能性について、地域住民や松江市民との意見交換を行い、地権者へ配慮した計画を進める。
 - 現在の河岸側に道路がある柳並木の地区では、現状の風情を保全することを基本に、水辺との近さのとらえ方について、十分に議論を重ねながら計画する。
 - 特に、堤防と道路や宅地等の背後地の高さの違いに配慮する。
- 2.道子団地**
 - 河岸に堤防がない地区では、治水の必要性が高く緊急度も高い。水門や中流部中州と接するところであり、景観・環境・治水が調和した整備を進める。

松江大橋

- 地域住民から存置や架け替えなど様々な意見がある松江大橋の取り扱いについては、存置・架け替え、関連するまちづくり・景観・道路管理上などの課題が多く、様々な観点から詳細な検討を行う。
- 別途委員会を立ち上げる。



上流部南岸

- 3.穴道湖大橋-新大橋間**
 - 拡幅により道路・公園等の公共施設の再配置が必要である。
 - 今後、詳細に検討する。
 - 湧助公園の移設、港湾緑地の集約などに伴い、公園機能と合わせた水上交通の拠点形成や良好な視点場の創出について検討する。
 - 水辺の公園と一体となった賑わいの拠点づくりによる商店街の活性化や、歩行者中心の水辺空間づくり、水辺の街並みづくりについて検討する。
- 4.新大橋-くにびき大橋下流部**
 - 地盤が低く治水の必要性が高い地区であり、築堤するにあたり、内水対策や河岸の整備について検討する。
 - 河岸の緑地と道路の再配置が必要な地区であり、水辺の緑地の利活用や歩道部の整備、河岸道路への歩道整備などを検討する。

中流部北岸

- 5.中州・中の島を含む朝酌川・剣先川周辺**
 - 農業・漁業との調整が必要となる地区では、生態系への影響を考慮しながら船着き場の確保、農地の再配置や代替地の確保・農地の嵩上げについて検討する。
 - 豊かな自然環境を有する地区では、ピートープや環境学習の場などの自然とふれあえる場所の創出や、中の島の利活用を図る。
 - ボートやカヌーで遊べるような工夫等、水面の利用を進める。
 - サクラリングや散策など市民の憩いの場として活用するために、管理道の利活用について検討する。
- 6.朝酌町朝酌**
 - 朝酌川の合流計画をはじめ、矢田地区の移転、松崎島の治水など、地域の中に多くの検討項目を抱えている。

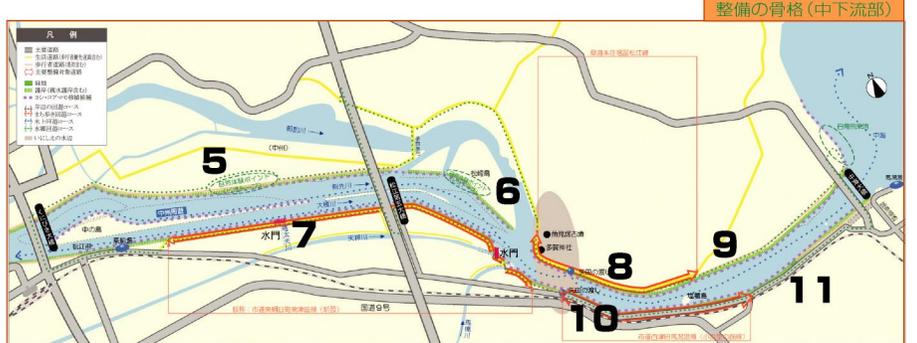
今後、詳細に検討する。

中下流部北岸

- 全体 豊かな自然環境が現存する地区では、環境への影響を十分に配慮した自然再生・多自然川づくりを進める。

下流部北岸

- 8.朝酌町矢田**
 - 拡幅により移転が必要な地区では、地域のコミュニティの維持、船着き場の確保、現在の景観や歴史に配慮したまちづくりを進める。
 - 出雲国風土記に記載されている「矢田の渡し」について、歴史的価値の創出に繋がる利活用を図る。
- 9.福富町**
 - 背後に豊かな農地を有する地区では、飛来する水鳥の採食場・休息場へ配慮しながら治水を進める。



河川改修にあわせ港湾施設や川岸の道路を整備して生活道路以外にも、自転車・歩行者道、釣り場など水辺の利活用をめざす案

中流部南岸

- 7.大橋川と天神川の間**
 - 地盤が低く、内水対策や逆流防止策、越水対策など治水の必要性が高い地区では、堤防や生活道路の整備、魚釣りや散策ができる水辺の緑地と一体となった河岸整備と利活用について検討する。
 - ボートやカヌーの利用しやすい環境整備を進める。
 - 松江第五大橋道路に合わせた市道の利便性向上を図る。

下流部南岸

- 10.矢田町・竹矢町**
 - 当初から用地買収が行われながら事業が中断されている地区では、道路整備や、残地の利活用を図る。
 - 堤防・道路・船着き場について検討する地区では、水辺と一体となった河岸整備や水辺の利活用を図る。
- 11.馬淵町・八幡町**
 - 堤防・道路・船着き場について検討する地区では、水辺と一体となった河岸整備や水辺の利活用を図る。

各地区の特性と整備の考え方

大橋川周辺まちづくり基本計画の理念が活かされるよう、各地区の皆様と十分に議論しながら進めていきます

「第4回市民意見交換会」～大橋川周辺まちづくり基本計画(原案)について意見交換～



平成20年12月13日(土)、大橋川周辺まちづくり検討委員会主催による市民意見交換会が島根県会館3階大会議室で開催され、91名が参加しました。

先ず、島田委員長が挨拶を行った後、作業部会で作成した「大橋川周辺まちづくり基本計画(原案)」について桑子作業部会長が説明を行い、参加者は意見を付箋

に書き込みました。その後、参加者は、壁に貼り出した基本計画の該当箇所へ意見を書いた付箋を貼り、会場全体で意見交換を行いました。

今回の市民意見交換会は第4回目を迎え、ここで出された意見は、「大橋川周辺まちづくり基本計画(案)」の内容に反映されています。



島田委員長の挨拶



桑子作業部会長の進行で意見交換



意見を書いた付箋を貼る参加者



活発な意見交換の様子



休憩時にはお茶を飲みながら意見交換

「大橋川周辺まちづくり基本計画」策定までの委員会や地元説明会の開催状況

大橋川周辺まちづくり検討委員会は、平成17年11月18日、「景観専門委員会」との合同開催に始まった第1回委員会から3年余りの議論を重ね、「大橋川周辺まちづくり基本計画」をとりまとめました。

景観専門委員会は、大橋川沿川のまちづくりに関して、景観に配慮した護岸等の水辺環境について詳しく検討し、「大橋川沿川の景観形成に関する整備方針」をとりまとめました。

作業部会は、まちづくり検討委員会のメンバーで構成され、委員会では検討するための原案を作成しました。

大橋川周辺まちづくり検討委員会は11回、景観専門委員会は10回、作業部会は18回の検討を重ね、市民意見交換会や地元説明会での意見、その他専門家による検討結果等を踏まえ、計画づくりを進めてきました。専門家による検討については、治水は「大橋川改修技術検討懇談会」、環境は「大橋川改修に関する環境検討委員会」で検討され、その結果も反映されています。

また、大橋川沿川の住民へは、「大橋川周辺まちづくり基本方針」や大橋川周辺まちづくりの全体像、堤防形状などに関して、70回の説明会や意見交換会を行い、原案作成に反映してきました。

今後も、関係の計画および地区ごとの計画策定にあたっては、「大橋川周辺まちづくり基本計画」の理念が活かされるよう、住民参加、市民参加の機会を工夫し、十分に議論しながら進めていきます。

大橋川周辺まちづくり検討委員会：全11回

- 第1回～第6回：「大橋川周辺まちづくり基本方針」策定
- 第7回～第11回：「大橋川周辺まちづくり基本計画」策定

作業部会：全18回 本委員会では検討するための原案を作成

景観専門委員会：全10回

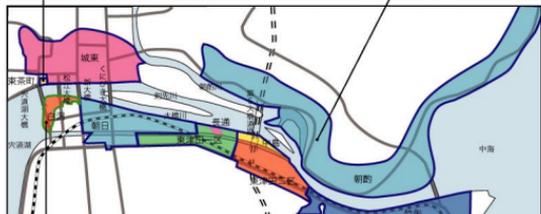
- 第1回～第5回：「大橋川沿川の景観形成に関する基本方針」策定
- 第6回～第10回：「大橋川沿川の景観形成に関する整備方針」策定

市民意見交換会：4回(述べ407名)

大橋川周辺まちづくり検討委員会や景観専門委員会主催による意見交換会(意見交換・意見発表・フィールドワーク)

地元説明会：70回(述べ1,476名)+ヒアリング66件

東茶町：2回(17名) 城東地区：7回(210名) 朝酌地区：15回(286名)



白濁地区：13回(182名)+ヒアリング66件 竹矢ブロック：6回(77名)

朝日地区：10回(204名) 東津田1区・長通：2回(24名)

東津田2区・中島地区：1回(25名)

その他(商工会議所・青年会議所・一般市民・パネル展など)：14回(451名)

大橋川コミュニティセンター

〔開館日〕年中無休(年末年始を除く) 〔開館時間〕9:30～16:00 〔駐車場〕5台程度
〒690-0841 松江市向島町1-34-4

TEL(0852)28-3621・3622 FAX(0852)28-3623

E-mail: comisen@nable.ne.jp

ホームページ: <http://www.nable.ne.jp/~comisen>

4月より
土日祝祭日は
休館となります

